

一羊会後援会会則

(名 称)

第1条 本会は一羊会後援会と称す。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所の所在地は、西宮市津門大塚町1-47に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社会福祉法人一羊会が運営する事業を援助することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、上記目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人一羊会が運営する施設並びに事業に対して、援助協力を行う。
- (2) 講演会の開催等社会福祉啓発活動を行う。
- (3) その他本会の目的達成に必要とする事業を行う。

(会 員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同し会費を納入した者とする。

(会 費)

第6条 会員の種別及び会費は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|----|----|----------|
| (1) 法人会員 | 年額 | 1口 | 10,000 円 |
| (2) 個人会員 | 年額 | 1口 | 3,000 円 |

(役 員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|-----|------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理 事 | 6名以内 |
| 監 事 | 2名 |

2. 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第8条 理事は総会において選出する。

2. 会長、副会長は理事会で互選する。
3. 監事は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
4. 顧問は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務の執行を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。理事は理事会を構成し本会の業務執行を行う。監事は本会の業務を監査する。顧問は随時、会長の諮問に応じる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2期とする。但し、再任を妨げない。

(総会から次期の総会までを1期とする)

(会 議)

第 11 条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(総 会)

第 12 条 総会は年 1 回開催し、会長がこれを召集する。総会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の場合は、会長がこれを議決する。総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 理事の選出
- (2) 予算及び決算案の承認
- (3) 事業報告、事業計画の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他重要な事項

(理事会)

第 13 条 理事会は随時開催し、会長はこれを召集する。

理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算、事業報告、決算等の重要事項のほか、総会に付議する重要事項について審議し、出席者の過半数で決する。
- (2) その他業務執行に必要な事項

(会 計)

第 14 条 本会の経費は、会費その他収入をもってこれにあてる。

(施行細則)

第 15 条

この会則の施行についての細則は、理事会で定める。

(年 度)

第 16 条 本会の年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

附則	この会則は、昭和 62 年 11 月 1 日より実施する。
	平成 11 年 8 月 26 日一部改正する。
	平成 13 年 6 月 18 日一部改正する。
	平成 17 年 5 月 10 日一部改正する。
	平成 22 年 5 月 31 日一部改正する。
	平成 29 年 6 月 23 日一部改正する。
	<u>令和 6 年 7 月 1 日一部改正する。</u>

一羊会後援会 施行細則

(目的)

第1条

一羊会後援会（以下「本会」という。）施行細則は、本会会則第15条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所の所在地を社会福祉法人一羊会本部とし、総務、会計を一羊会職員に委嘱する。委嘱する職員は部長職の職員2名以上とする。

2. 事務所の事務分掌は以下のとおりとする。

1. 総務関係

1. 事業の計画立案に関する事
2. 総会、理事会など会議の招集に関する事
3. 社会福祉啓発のための事業活動に関する事
4. 会員と事務所との連絡に関する事
5. その他、本会運営の庶務に関する事

2. 会計関係

1. 会費の納入及び管理保管に関する事。
2. 寄付金の取り扱いに関する事。
3. 事業収入、支出の取り扱いに関する事。
4. 会計諸帳簿の記帳及び伝票類の整理に関する事。
5. 予算編成及び決算の確定に関する事。
6. その他、本会会計に関する一切の事。

(会長印の保管)

第3条

会長印は、会長が保管する。

(監査)

第4条

監事による監査は、事業並びに会計の監査を年2回以上実施するものとし、監査に際しては、会計担当者をはじめ会長もしくは副会長が立ち合うものとする。

(改正)

第5条

この細則は、理事会の出席理事の過半数の承認を得て改正するものとする。

附則 この会則は平成29年6月23日より施行する。

令和 6年 7月 1日一部改正する。